

公立大学法人県立広島大学理事長選考会議規程

平成22年6月1日

法人規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人県立広島大学定款(平成19年3月22日制定。以下「定款」という。)第10条第3項に規定する公立大学法人県立広島大学理事長選考会議(以下「選考会議」という。)の運営等に関し、定款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事長の選考に関する事
- (2) 理事長の任期に関する事
- (3) 理事長の解任に関する事
- (4) その他選考会議の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 選考会議は、定款第10条第4項及び第5項に規定する者をもって構成する。

2 選考会議の委員(以下「委員」という。)が欠員となった場合は、選考会議は、速やかに補欠の委員を選任しなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、それぞれ経営審議会又は教育研究審議会の委員としての任期と同一とする。

- 2 委員が理事長の候補者として推薦されたときは、当該委員は、委員を辞さなければならない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 選考会議に議長を置き、委員の互選により定める。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 選考会議は、議長が招集する。

2 議長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、選考会議を招集しなければならない。

(議事)

第7条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。

2 選考会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 選考会議が必要と認めるときは、選考会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第9条 選考会議は公開しないものとする。

(議事録)

第10条 議長は、選考会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第11条 選考会議の庶務は、本部総務課において処理する。

(準用規定)

第12条 第2条から前条まで及び次条の規定は、定款附則第5項に規定する選考会議について準用する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、議長が、選考会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 定款の一部変更(令和2年10月23日認可)附則第5項及び第6項の規定に基づき、選考会議が変更後の定款第11条第3項の規定による最初の学長の選考及び当該学長の任期の審議を行う場合のこの規程の適用については、第2条第1号及び第2号並びに第4条第2項中「理事長」とあるのは「学長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年法人規程第50号)

この規程は、令和2年11月16日から施行する。